

「金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 4 に基づく
 ストレステストの実施に関する規則」(案) に関するパブリックコメント募集の結果

No.	ご意見等	協会の考え方等
	I 規則(案) 関係	
	第 2 条 (2) 契約上必要な証拠金額について	
1	<p>外国為替証拠金取引に係る取引所取引を併せて営む業者は、当該取引所取引に係る顧客ポジションについて店頭取引と全く同質の未収金(取引所に対しては立替金)発生リスクを負っており、「外国為替相場の変動その他の変化があったものとして、当該金融商品取引業者に生ずる損失を計算し、経営の健全性に与える影響を分析することをいう」というストレステストの趣旨からも、取引所取引に係る取引において契約上リスクを負担すべき未収金(立替金)発生リスクは、本件ストレステストにおける算定リスクに統合されるべきであるものと考えます。規則(案)の第 2 条(2)の記載内容では、あたかも未収金リスクの対象が店頭外国為替証拠金取引に限定されると誤認される恐れがあるため、第 2 条(4)等適切な箇所にて、取引所取引に係る未収金(立替金)リスクも管理すべきリスクに含まれる旨を明記すべきと考えます。</p> <p>なお、外国為替証拠金取引に係る顧客の建玉の gross 総額は、2018 年 11 月末現在で店頭取引全体での総額が約 6 兆 6,500 億円であるのに対し、取引所取引(くりつく 365)では約 2 兆 3,000 億円(但し 2018 年 11 月 27 日時点、東京金融取引所開示データより算出)であり、これらの観点からも取引所取引に係る未収金リスクは相当の重要性があるものと考えます。</p>	<p>本規則案は、平成 30 年 12 月 25 日に金融庁により公表された「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」(以下「改正府令」といいます。)の「第 123 条第 1 項第 21 号の 4」の規定を受けた自主規制規則であり、当該規定が「通貨関連店頭デリバティブ取引」を対象としていることから、本規則案においても取引所取引は含みません。</p> <p>なお、本協会会員は、本協会規則「金融先物取引業務取扱規則」第 25 条の 4 の 2 第 2 項において、自社の態様に合わせて、為替変動による損失発生のリスクに関するストレステストを継続的に実施するための基準を整備することを求められており、本規則案によるストレステストを含め、取引所取引を行っている場合は、それを踏まえた基準を整備することになると考えます。</p>
	第 2 条 (4) 未収金について	
2	<p>内閣府令に定義されている「外国為替相場の変動その他の変化があったものとして、当該金融商品取引業者に生ずる損失を計算し、経営の健全性に与える影響を分析することをいう」というストレステストの趣旨からも、ここで管理すべき損失は、外国為替相場についてストレスをかけた仮定のシナリオに沿って実際に発生し得る損失リスクの最大額であるべきであり、規則第 2 条(4)未収金の定義にある「契約上必要な証拠金額を超えて発生した顧客の損失額から当該証拠金額を控除し</p>	<p>本規制の契機となった「店頭 FX 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会(以下「検討会」といいます。)」の報告書(平成 30 年 6 月 13 日)において、「契約上必要な証拠金額を超える部分は顧客が任意に引き出すことが可能である。このため、ストレステストの厳格化の観点から、取引所(清算機関)のストレステストにおける証拠金</p>

	<p>た額をいう」ではなく、ストレスシナリオに基づく顧客の実際の建玉により生じる損失額から実際に預託を受けている契約上相殺可能な資産を控除した額であると考えます。</p> <p>なお、実際の証拠金預託に対する建玉の想定元本の額の割合が短期的に極端な偏りを生じるリスクについては、多数の個人投資家の投資動向の総和であることから発生は蓋然性は小さいものと考えますが、この割合について金融商品取引業等に関する内閣府令の改正案にて月次での開示が義務化される見込みであり、これによりモニタリング態勢としては十分な手当てがなされることとなるものと考えます。</p>	<p>額の取扱いも参考に、損失額から控除する証拠金額を契約上必要な証拠金額とすることが適当と考えられる。」とされていることを受け、原案の形としています。</p>
第8条 月次報告について		
3	<p>第1項に「前条第1項の結果」とあるのは、「固定化されていない自己資本の額から最大想定損失額を控除した結果」を指していると理解しているが、「リスク量の削減、資本の積増しその他の経営の健全性を確保するための措置を検討」した結果を指しているとも読めてしまうので、趣旨が明らかになるように修正したほうがよい。</p>	<p>ご意見を踏まえて、第7条第1項中「控除した結果」とあるのを「控除して得られる額」、第7条第3項及び第8条第1項中「第1項の結果」とあるのを「第1項の規定により得られる額」に変更します。</p>
II 実施要領（案）		
別表3 カバー取引先破綻時のリスクウェイトについて		
4	<p>別表3に規定する取引先リスク算出の際のリスクウェイトは、これまで金商業者のリスク管理の指標として用いてきた自己資本規制比率における取引先リスク相当額算出の際のリスクウェイトと大きく乖離しており、新たな基準に各業者が対応するためには一定の移行措置期間が必要と考えます。（ただ、本規則制定についての説明資料の「別表についての説明等」に記載のFMI原則を基準とするとありますがFMI原則は中央清算機関及び取引情報蓄積機関を含む、支払、清算及び決済システムのための国際基準であり、これを相対取引を行う個別の金商業者に基準として適用するのはなじまないと考えます。）</p>	<p>ご指摘のとおり、本規制への対応にあたっては一定の準備期間を要すると考えられることから、改正府令の施行日と合わせ、2020年1月1日を施行日とします。</p> <p>括弧書きのご指摘について、原案では取引所で行われているストレステストをそのまま店頭FX取引に当てはめるのではなく、最大カバー取引先1社の破たん、リスクウェイトの導入など当該取引の実態を考慮しています。</p>

5	<p>リスク分散による区分にシェアを用いる点については、業者は必ずしもリアルタイムでカバーポジションの相手先別シェアをコントロールしている訳ではなく、1日3回計測するとされる本ストレステストにおいてシェアのコントロールを求めるのは負担が大きく、またリスク管理のサイクルの実態にもそぐわないと考えられ、月間の平均値を採用する等実態に沿ったスパンでの数値を採用すべきと考えます。</p>	<p>検討会の報告書において、日中の「カバー取引が最も活発に行われている時点におけるリスクを織り込んで算出することが適当と考えられる。」とされており、原案のとおり日々の計測時点におけるリスク管理として、当該時点のポジションに基づいて損失額を算出することとしておりますが、月間の平均値に基づいてリスクウェイトを適用する等の方法では実際の計測時点における分散状況と乖離することとなると考えます。</p>
6	<p>カバー取引先の数（及び最大シェア）によってリスクウェイトが異なっている点について、カバー取引先の破綻による損失リスクは個別の取引先毎の取引エクスポージャーに依存することから、取引の分散は各取引先との取引エクスポージャーの分散以上の意味は無いと考えます。カバー取引先数6社以上かつ最大シェア28%以下を区分Fとして、それ以下の区分でより大きいリスクウェイトを適用するのは、業者のカバー取引先態勢として不十分であるという意味合いであるのかご説明頂きたく存じます。</p>	<p>原案のリスクウェイトは、一般的に金融機関で行われている分散効果を考慮したリスク量の計算方法を採用し、相関の概念を導入したものです。社数を増やすほど分散効果は薄れ、6社以上ではそれほど変化が見られなくなることからお示したような形になっています。</p> <p>なお、個社のカバー取引態勢については、カバー取引先の社数のみを以って判断されるべきものではないと考えます。</p>

以 上